

令和7年度 前橋市立城南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 城南小学校の基本的な考え方や方針等

この基本方針はいじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。本校においては、いじめがどのクラス、どの児童にも起こりうるものとして認識し、いじめを許さない、いじめに負けない心情の育成を基本に、家庭・地域等との連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめ防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

学校教育目標

『人間性豊かな実践力のある児童の育成』

- 心豊かで、思いやりのある子
- よく考え、進んで学ぶ子
- ねばり強く、やり抜く子
- 明るく、元気な子

豊かな人間性の育成

- 教師と児童、児童相互の良い人間関係を築く。
- 差別やいじめのない他を思いやる学級を創る。
- 学校、地域で気持ちの良いあいさつをする。
- 読書や読み聞かせを通して豊かな心を育む。
- 聾学校や盲学校、地域の人々とふれあう。

(2) めざす児童像

- ・友だちを大切にし、仲良く元気に行動できる児童
- ・いじめをせず、友だちの気持ちを考えて、思いやりのある行動ができる児童
- ・いじめを見逃さず、相手の立場をを考えて、協力し合える児童

(3) 学校の取組

○いじめに対する正しい認識についての共通理解を図る。

- ・校内研修でいじめに関する内容を取り上げ、配慮が必要な児童への支援方法について共通理解する。

○教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。

- ・月一回の生徒指導部会において、いじめアンケートの分析を行い、アンケート項目、内容について点検、評価を行う。
- ・各学期末の生徒指導部会において、本校におけるいじめ防止対策を点検し、評価を行う。その評価を受けて改善策を検討する。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ・年度当初の学年、学級懇談会において保護者の協力を呼びかけ、情報提供をお願いする。
- ・学校通信やホームページ等で、いじめ防止の取り組み状況や学校評価アンケートの結果等を通知する。
- ・いじめ防止の取り組みが成果を上げているかを学校経営評価や保護者アンケートを元に検証し、改善点等について検討する。

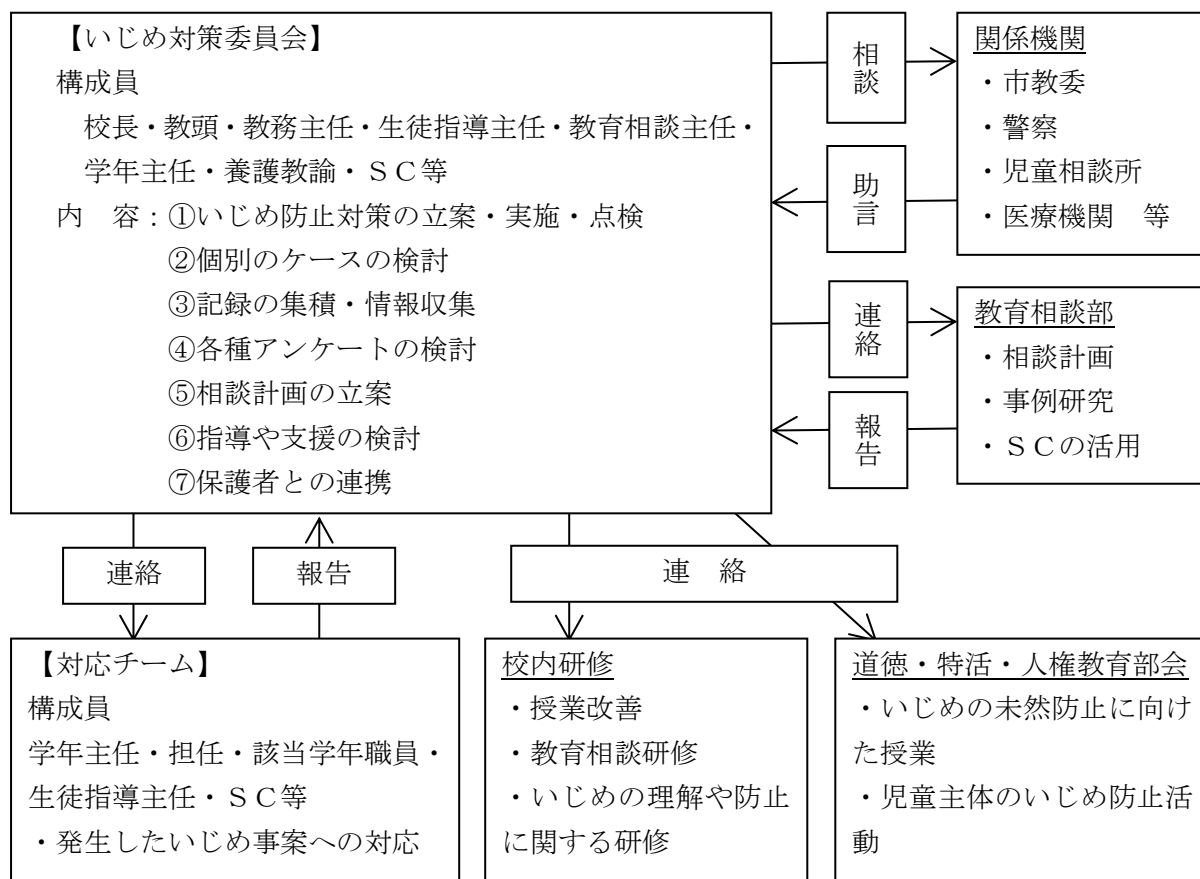
○「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。

- ・いじめ防止強化月間中にいじめ防止の旗を掲げ、あいさつ運動や人権標語作成など児童主体

の活動を計画し、子供自身がいじめの防止を訴える取組を行う。

2 組織及び校内体制について

組織構造図



3 いじめ未然防止

(1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 教科指導・学級活動：自ら考え、判断し、正しく表現する能力、互いに励まし助け合える思いやりの心を育てる。
- 道徳指導：友だちに対して温かい思いやりの心を持って接する態度を育てる。
- 特別活動：望ましい集団活動を通して協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- 生徒指導：基本的生活習慣の確立に努め、望ましい生活習慣の形成を図る。
- 情報教育：ネットの正しい利用とマナーについて理解し、情報に対する責任や態度について考えることができるようにする。

これらの活動を通して、「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) いじめ未然防止のための立案

- ①「生徒指導部会」の設置
- ②実態把握（月１回の「いじめアンケート」実施）
- ③情報共有（月１回の「生徒指導全体会・生徒指導部会」実施）

(3) いじめ未然防止のための取組

- ①教育面談（個別面談）の実施
 - ・C&S の活用、適宜チャンス面談
- ②教育面談（保護者との面談）の実施
 - ・保護者との情報交換（11月）
- ③いじめ防止関連授業の実施
 - ・SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の実践
 - ・スクールカウンセラーの授業参加
- ④児童主体のいじめ防止活動の実施
 - ・あいさつ運動（代表委員会）
 - ・なかよしタイム（異学年交流）

(4) いじめ未然防止の取組の点検

- ①毎月の生活アンケートの比較検討
- ②いじめ対策の推進（生徒指導全体会で集約された情報の整理）
- ③いじめ防止への取組の職員自己評価（7月、12月、2月）
- ④いじめ防止への取組の職員自己評価の集約と分析（8月、1月、3月）
- ⑤学校評価アンケートの実施と分析（7月、1月）
- ⑥重点指導項目の検討と改善（2月）

(5) 保護者・地域・他校との連携

校区内の健全育成に関わる行事への児童の積極的な参加を呼びかける。児童が地域住民とともに
行うボランティア活動の充実を図る。

(6) 校内研修

- ・豊かな人間性と社会性を備えた児童を育成するためにソーシャルスキル・トレーニングを計画的に実践する。
- ・全ての児童が主体的に学習に取り組むために授業のスタート（めあての設定・確認）とゴール（振り返り）を明確にした授業実践を積み重ねる。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われていることを共通理解する。また、児童の小さな変化を見逃さないように教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、学校組織として全力で早期発見に取り組む。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①月1回の生活アンケートの実施
- ②年2回のC&Sの活用
- ③教育相談（個別面談）

④保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ①月1回の生徒指導全体会議による情報交換
- ②対応策を分析・検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ①いじめ対策委員会を中心として、調査・指導・保護者との連携等を組織的に対応する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策委員会」が、生徒指導全体会議での報告や担任、保護者から提供された情報をいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、対応チームのメンバー構成を決定する。また、必要に応じて、外部の機関と連携して対応する。いじめ問題が解消した場合にも、その後、3か月の経過観察を行い、継続的な支援を行う。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ・タブレットの使い方のルール徹底と情報モラル教育の推進、また、懇談会等での保護者への啓発活動を行う。
- ・児童や保護者に対して、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談などの関係機関の取り組みを周知する。
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。

(3) 重大事態発生の場合

- ①市教委への報告、市教委と連携した対応
- ②いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
- ③関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- ④児童へのアンケート調査の実施
- ⑤関係児童の保護者への連絡・対応
- ⑥市教委と連携した保護者・地域・報道機関への対応
- ⑦関係児童及び保護者の心のケア
- ⑧他の児童への対応と心のケア

「重大事態とは」（群馬県いじめ防止基本方針より）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき …「相当の期間」とは、30日を目安とする。

(4) その他

生徒指導の機関

- ・前橋市教育委員会青少年課 2 2 4 - 1 1 1 1 (内線 4 0 4 2、4 0 4 3)
- ・前橋市教育相談所 2 5 3 - 4 0 7 7
- ・前橋市補導センター 2 2 4 - 1 2 3 7
- ・駅前交番 2 6 1 - 1 0 0 0
- ・群馬県警察本部 2 2 4 - 8 0 8 0

いじめに関する教育相談

- ・群馬県教育委員会学校指導課 (いじめ 1 1 0 番) 2 2 3 - 1 1 1 1 (内線 4 1 1 2)
- ・総合教育センター 0 2 7 0 - 2 0 - 1 5 1 5
0 2 7 0 - 2 6 - 9 2 0 0
0 2 7 0 - 2 6 - 9 2 0 1
- ・生涯学習センター 2 2 4 - 4 1 5 2
- ・中部教育事務所 2 3 2 - 6 5 1 1
- ・前橋地方法務局 2 4 3 - 0 7 6 0
- ・青少年育成センター 2 5 4 - 3 7 4 1

令和7年度 前橋市立城南小学校 いじめ防止 全体計画

月	いじめ防止への取り組み		いじめ対策委員会	校内研修
4	P ↓ D	・新しいクラスづくり㊦ ・ＳＣの児童、保護者への周知㊦ ・家庭環境調査㊦ ・保護者への「いじめ防止基本方針」の説明（学級懇談会等）㊦ ・生活アンケート㊦ ・保護者との顔合わせ㊦	・「いじめ防止基本方針」の確認 ・いじめアンケートの内容の確認 ・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析	・エージェンシーを発揮する児童を育成する学校づくり ・配慮を要する児童の理解と体制づくり
5	↑ ↓	・保護者との顔合わせ㊦ ・あいさつ運動㊦ ・生活アンケート㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析	
6	C	・生活アンケート㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析 ・不登校、いじめ対策担当者会議 ・生徒指導主任会	
7	↓ A	・生活アンケート㊦ ・第一回 C&S㊦ ・学校別サポート会議㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析 ・いじめ防止への取り組み自己評価	
8		・職員パトロール㊦	・自己評価の集約、分析	
9	P ↓ D	・生活アンケート㊦ ・あいさつ運動㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析	
10		・生活アンケート㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析	
11		・生活アンケート㊦ ・教育面談㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析	
12	↑ ↓	・生活アンケート㊦ ・第二回 C&S㊦ ・人権週間・人権集会㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析 ・いじめ防止への取り組み自己評価	
1		・職員パトロール㊦ ・生活アンケート㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告、自己評価についての集約、分析 ・不登校、いじめ対策担当者会議	
2	C ↓ A	・生活アンケート㊦ ・学習参観、学級懇談会㊦ ・学校別サポート会議㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告についての集約、分析 ・不登校、いじめ対策担当者会議 ・いじめ防止への取り組み自己評価 ・「いじめ防止基本方針」の見直し	
3		・生活アンケート㊦ ・なかよしタイム㊦	・生徒指導会議でのいじめに関する報告、自己評価についての集約、分析	

㊦…「いじめの早期発見」、㊦…「いじめの未然防止」